

議員（藪内 真由美）

4番、藪内 真由美でございます。本日もよろしくお願い致します。

令和7年12月定例会におきまして、次の2点について一般質問をさせていただきます。

1点目は多度津町の子育て支援について。2点目は取手付きごみ袋の進捗状況について。一問一答方式でお願いします。

まず1点目として、多度津町が行っている子育て支援について質問させていただきます。

先日、総務教育常任委員会の視察研修で「移住・定住」をテーマとして島根県益田市と山口県長門市の2つの自治体に行かせて頂き、研修を受講して参りました。両市がある山陰地方は、香川県よりも総じて人口減少の速度が激しく、本町以上に人口減少対策が喫緊の課題として積極的かつ重点的に取組が行われていました。

一方で、近年は移住・定住に関する取組がどの自治体でも一律に行われ、その差別化は難しくなっているとの事でした。また、移住・定住自体も自治体間の人口の取り合いの色が強くなっており、必ずしも本質的な人口減少対策として有効な手段とは言い切れないのではないかとも思いました。

そして、今回研修を受講する中で私が最も感じたことは、少子化対策などの人口減少対策としてはもちろん、移住者や住民に選ばれる自治体であるためには、まず何より、現在多度津町に住んでいる住民への「行政サービスの充実」こそが最も重要であるということに改めて強く感じたところです。

それらを踏まえた上で令和7年度の施政方針を見返してみますと、本町の重点施策は、1点目として「人口減少対策としての地方創生事業」が記載されており、その具体的な取組として、町は重伝建をはじめとして「たどつ歴史・伝統・文化を活かした魅力ある『まちづくり』を官民協働による『人づくり』に取り組んでいく」としています。そして2点目の重点施策として「少子高齢化対策」が記載されております。私もこの少子化対策と高齢化社会への対応については、行政として非常に重要な施策だと考えております。

今回は、この施政方針に記載されている「少子高齢化対策」のうち、子育て施策について、以下の5点をお伺いしたいと思います。

まず初めに、本町における過去5年程度の町の人口推移と子どもの出生数及び人口に占める18歳以下の割合の変化についてお伺いします。

住民環境課（土井 真誠）

藪内議員の過去5年間の出生数及び人口と18歳以下の割合の変化についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、住民基本台帳における過去5年間の出生数の推移については、令和2年

度の出生数が112人、令和3年度が123人、令和4年度が107人、令和5年度が92人、令和6年度が77人となっています。

次に、住民基本台帳における過去5年間の人口及び18歳以下の割合については、令和2年度末の人口が22,825人、そのうち18歳以下の人口が3,478人で、割合は15.24%です。令和3年度末の人口は22,213人、18歳以下の人口は3,331人で、割合は15.00%です。令和4年度末の人口は22,031人、18歳以下の人口は3,234人で、割合は14.68%です。令和5年度末の人口は21,995人、18歳以下の人口は3,126人で、割合は14.21%です。令和6年度末の人口は21,726人、18歳以下の人口は2,993人で、割合は13.78%です。この5年間で、18歳以下人口の割合は、令和2年度の15.24%から令和6年度の13.78%へと1.46ポイント減少している状況です。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

出生数が急激に低下していることがよく分かりました。驚きました。

そこで、関連としまして再質問させていただきます。仮に令和6年度に生まれた子ども数のまま、その年代が小学校への入学を迎えた場合、小学校1年生の児童数及びクラス数を小学校ごとにお伺いします。また、併せて中学校へ入学した場合のクラス数についても分かりましたら、お伺いします。資料がありましたら、よろしくお願ひ致します。

教育総務課長（池田 友亮）

藪内議員の再質問に答弁をさせていただきます。

令和7年11月4日現在になります。生年月日が令和6年4月2日から令和7年4月1日までの幼児、その方々の住所地で判断した校区別の人数及びクラス数ですが、多度津小学校は15名1クラス、豊原小学校は24名1クラス、多度津小学校と豊原小学校の選択校区の幼児は9名です。四箇小学校は25名1クラス、白方小学校5名で1クラスとなります。合計78名で4クラスとなっております。この年度の幼児が全員多度津中学校へ行った場合は、3クラスとなります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

有難うございます。少子化対策としても教育の充実の観点からも子育て支援の充実が喫緊の課題の一つであることを理解しました。

次に参ります。今年度から施行されている「第3期多度津町子ども・子育て支援事業計画」とは具体的にどのような計画かお伺いします。また、施政方針の中では「子どもの健やかな成長や家庭の楽しい子育て応援に繋がる施策の充実を図る」とありますが、施策の充実のために町として具体的にはどのような取組を行っているのかお伺いします。

健康福祉課長（山内 剛）

藪内議員の第3期多度津町子ども・子育て支援事業計画についてのご質問に答弁をさせていただきます。

第3期多度津町子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村行動計画であり、国の基本指針に即して、5年を1期とする子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、実施に関する計画を定めるものです。

具体的な取組として、主な10の取組について紹介させていただきます。「すべての子どもの健やかな成長を町ぐるみで応援する施策」として、1つ目の取組として子どもの人権を尊重し、一人の町民としての自立を応援するため、人権教育の推進や子ども議会を開催して、子ども参加型のまちづくりに取り組んでいます。

2つ目の取組として要保護児童対策児童部会を定期的で開催して、児童相談所や警察、中讃保健福祉事務所、人権擁護委員、民生委員・児童委員協議会、教育総務課等の関係団体と連携して見守りネットワークを充実させ、虐待防止に向けた見守り体制の強化に取り組んでいます。

「成長段階に応じた子どもの健康づくりを応援するため」、3つ目の取組として母子健康手帳の交付の際にアンケートを実施し、妊婦等包括相談支援事業として、保健師が面談等を行うことや乳児家庭全戸訪問事業、健康診査後の健康相談等を行い、状況に応じて個別支援計画を作成して、医療機関や保育所、幼稚園、学校等と連携して妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援に取り組んでいます。

4つ目の取組として子育て世代包括支援センターでは、専任の保健師・助産師・看護師・保育士が交代で常駐し、子育てに関する相談や産前・産後うつに対する支援を行い、親の心の健康づくりにも取り組んでいます。

「支援の必要な子どもの育ちを応援するため」に、5つ目の取組として乳幼児健康診査や5歳児健康診査を通じて発達や成長で気になることがある場合には、医師や臨床心理士に繋ぎ、不安や悩みの解消に努めることや障害のある子どもや家族への支援のため、保育施設、幼稚園、学校、行政が連携した特別支援連絡会で円滑な進学や支援体制の継続、成長過程に合わせた見守りや支援に取り組んでいます。

6つ目の取組として、発達支援や療育を必要とする子どもを対象とした障害児福祉サービスの確保と充実のため、本町及び近隣市町で構成する中讃西部地域自立支援協議会と連携して、障害種別や年齢別のニーズに応じた支援や医療的ケアを必要とする子どもとその家族への支援等、質の高い専門的な支援が身近で提供出来るように取り組んでいます。

7つ目の取組として、ひとり親家庭には、医療費助成や児童扶養手当、遺児

年金等、助成制度や負担軽減制度について漏れのないよう情報提供して、案内と勧奨に努めることや毎年行っています児童扶養手当の現況届で来庁した対象者の状況をアンケートにより把握して、必要に応じて母子・父子自立支援員やハローワーク等の関係機関と連携を図りながら自立支援に取り組んでいます。

「すべての家庭（保護者）の楽しい子育てを町ぐるみで応援する施策」として、8つ目の取組として、多様なニーズに対応した保育の拡充と保育環境整備の一環として保育士人材紹介料支援事業を活用して保育士の確保に取り組んでいます。

9つ目の取組として、放課後児童対策の充実のために作業療法士が各地区の放課後児童クラブを定期的に巡回して、児童の発達状況に応じた接し方等についての助言や指導を放課後児童クラブの支援員が受け、実践に繋げることで放課後児童クラブの適切な運営に取り組んでいます。

10個目の取組として、妊娠中や子育てに関する不安や悩みの軽減、仲間づくりを目的に、ウェルカムベビーセミナーや、のびのび広場等、子育て交流の場を提供することや関係機関と連携して発達障害や児童虐待等の相談体制の充実にも取り組んでいます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

次に参ります。

子育て家庭の経済的な支援について「出産・子育て応援ギフト」と「妊婦のための支援給付金」をそれぞれ支給しているとなっておりますが、これまでの両事業の実績をお答え下さい。また、今後の事業の見直しや新たな取組予定などがあれば、お答え下さい。

健康福祉課長（山内 剛）

藪内議員の出産・子育て応援ギフトと妊婦のための支援給付金のこれまでの両事業の実績、今後の取組予定についてのご質問に答弁をさせていただきます。

両事業とも子育て世帯、特に妊婦等の身体的・精神的ケア及び経済的支援を目的に実施しています。「出産・子育て応援ギフト」については、令和4年度から開始しております。

令和4年度は、妊娠届け出時に申請する「妊婦1人につき5万円」を136件、出産後、生後3箇月までに家庭訪問して説明を行い、申請する「生まれた子ども1人につき5万円」を86件、現金支給しました。

令和5年度は、「妊婦1人につき5万円」を94件、「生まれた子ども1人につき5万円」を96件、現金支給しました。

令和6年度は、県下統一で支給方法を妊産婦の希望に応じたクーポン等によ

る現物支給に変更して「妊婦1人につき5万円分のポイント」を79件、「生まれた子ども1人につき5万円分のポイント」を75件付与し、現物支給しました。

令和7年度より子ども子育て支援法の改正により「妊婦のための支援給付金」と名称変更して妊婦1人につき5万円、子ども1人につき5万円を現金又は現物で支給しております。

今年度は11月末現在で妊婦に現金50件、現物7件、子どもに現金40件、現物9件、支給しております。

この事業は、子ども子育て支援法に基づく法定給付であり、現在のところ、今後も継続して支給するものとなっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

4点目に参ります。

子育て支援の一環として、児童虐待対策についても欠かすことが出来ない重要な施策だと思います。児童虐待等の相談件数は全国的に見て一向に減少することなく、年々増加しているようです。まず、本町において把握している児童虐待の相談件数をお答え下さい。また、そのような事案が発生した際の行政としての対応は、どのように行っているのか、具体的かつ詳細にお答え下さい。

健康福祉課長（山内 剛）

藪内議員の児童虐待対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和6年度中に健康福祉課が受け付けた児童虐待相談件数は、新規ケースが18件、継続ケースが15件で合計33件でした。虐待種別ごとに見ると心理的虐待が16件で最も多く、全体の約半数を占めていました。次いでネグレクトが10件、身体的虐待が7件となっております。

児童虐待対応につきましては、令和2年度に「児童虐待対応マニュアル」を令和3年度に「児童虐待通告マニュアル」を作成し、関係機関への周知啓発を行い、初動対応、通告基準、関係機関連携の標準化を図っております。

児童虐待通告を受けた場合、通告後48時間以内に訪問等を行い、児童の安否確認と初動調査を実施してまいります。その情報を基に課内で対応を検討した後、児童の生命・身体に危険がある緊急度の高いケースにつきましては、速やかに西部子ども相談センター（児童相談所）へ通告します。

児童の生命・身体に危険が認められない場合で介入や支援が必要なケースに関しては、要保護児童対策児童部会のケースとして登録して、定期的に支援方法の検討や見直しを行い、各関係機関との連携を図りながら児童の安全確保に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

5点目に参ります。

本町では3つの重点施策のうちの1つに挙げるほど「子育て支援」は重要な位置付けになっています。しかし、本町独自の取組や他の自治体にはない特徴となるような施策は見当たりません。今現在、町として特に力を入れている子育て支援策についてお伺いします。今後、重点的に取り組もうとしている施策や事業について将来的な展望も含めてお伺いします。

健康福祉課長（山内 剛）

藪内議員の現在、特に力を入れている子育て支援策や今後、重点的に取り組もうとしている施策や事業についての将来的な展望についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町で重点的に取り組んでいる4つの子育て支援策について、紹介させていただきます。

1つ目は、乳幼児等の健康診査についてです。母子保健法に定められています健康診査（1歳6箇月児健康診査及び3歳児健康診査）以外に乳幼児健康診査、2歳6箇月児健康相談・歯科健康診査、5歳児健康診査を実施しており、乳幼児期の発育・発達のスクリーニングにおいて気になるお子様への適切な時期に適切な支援に繋げ、保護者の育児支援や育児不安の軽減に努めております。特に5歳児健康診査は法定ではなく任意の取組であり、2022年度の全国の実施率は14.1%であり、こども家庭庁は2028年度までに全国全ての自治体で実施する方針を掲げていますが、本町は県内でも早くから取組を始めて、2014年度から保育施設や幼稚園の協力を得て集団方式で実施しております。

5歳という時期は、言葉の理解力が伸びて友達との関わりも増えてくるため、これまでは気づきにくかった発達の特徴が見えてくる重要な転換期で、集団活動での様子からコミュニケーションの取り方や社会性の発達具合が分かりやすくなるため、本町では健康診査を担当している健康増進係以外に福祉係や教育総務課、特別支援連絡会ケース部会、入学先の支援担当者とも連携してスムーズに就学出来るように支援しております。

本町では小学校区ごとに地区担当保健師を決めており、保健師を地区担当とすることで、乳幼児健診から5歳児健診までの健診やそれまでの家庭訪問や相談等を通じて継続して児童の成長を見守り、地域特有の課題や季節的な支援ニーズ、多様な家庭環境など個別性の高い支援を継続的に提供することが可能となっております。

また、地区担当保健師が病院や保育施設、幼稚園、学校等の関連団体との重要なパイプ役となり、成長段階に応じて継続的な支援を提供出来るようコーディネートする役割を担うことで、地域全体が子育てしやすい環境となって

いくことに繋がると考えています。

具体的には、2つ目の施策として教育委員会、小学校、中学校の協力を得て、子ども自身が生活習慣の重要性について理解出来る年齢とされる各地区の小学校4年生と、生活習慣と健康について理解出来る年齢とされる中学1年生に地区担当保健師が小児生活習慣病予防の集団指導の授業を行っています。内容は規則正しい食事やよく噛んで食べる習慣、おやつの時間の管理や糖分や脂肪分を控えた食生活、運動習慣の定着などが含まれています。

この時期に集団指導を行うことで生徒及び保護者が自分の健康に興味を持ち、生活習慣病にかからないようにするための一次予防としての効果を期待して毎年実施しております。

3つ目の施策として、子育て世代包括支援センターでは「一時預かり事業」を直営で実施しております。保育施設等どこにも所属しない生後2箇月から3歳までの児童が対象で、保護者の就労や受診、きょうだい児の行事への参加、リフレッシュなどで利用するケースが多く、令和6年度は31人、延べ298人、今年度は11月末現在で25人、延べ133人が利用しております。

4つ目の施策として、現在、全国的に保育士の不足が大きな課題となっており、子育て支援策の一環として待機児童対策に力を入れています。

本町では、この保育士不足への対策として独自の補助制度である「保育士人材紹介料支援事業」を実施しています。

この事業は、保育施設が人材紹介会社を通じて保育士を雇用した場合に、その際に支払う紹介料の半額を補助するものであり、補助上限額は50万円としております。

この事業により、令和6年度は町内保育施設6施設のうち3施設において合計8名の保育士を新たに雇用することが出来ました。

今後も、こうした取組を通じて保護者の就労継続を支え、安心して子どもを預けられる環境の整備に努めると共に妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を継続し、更に充実させ、成長段階に応じた保護者の育児不安の軽減や子どもの健康づくり施策の取組を行い、安心して子育て出来る環境整備に努めたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

答弁、有難うございます。

乳幼児の健康診査、地区担当保健師、一時預かり事業、保育士人材紹介料支援事業、とても素晴らしい取組だと思っております。これは2年前の令和5年9月にも私が一般質問した時に、前健康福祉課長より同じ回答が出ております。あれから2年経っております。

ここで再質問をお願いしたいと思います。それ以外で以前から承知しておりま

すが、子ども数が減少しているのに新しい政策、施策は町としてないのでしょうか。よろしくお願ひ致します。

健康福祉課長（山内 剛）

藪内議員の再質問に答弁をさせていただきます。

現在のところ、新しい施策とかは計画しておりませんが、今後、お子さんの保護者の皆様にニーズや要望を聞きながら、また考えていきたいと思ひます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

有難うございます。

冒頭にも申し上げたとおり、行政サービスの充実こそが最大の移住施策であり、定住に繋がる効果的で最良な施策です。そして当然のことですが、今現在、多度津町に住み納税してくれている住民へのサービスの充実や還元こそが行政の基本であり、それが最も有効的な人口減少対策だと思ひます。子ども数は毎年減ってきております。

今回、重点施策として掲げている子育て支援について取り上げましたが、この子育て支援を切れ目なくしっかりと行うことで、多度津町で生まれた子どもはもちろん、多度津町で子育てする保護者の方々がより一層幸せになるまちを目指すことが行政として非常に重要であると考えます。そのことによって、子育て世代に住み続けたいと思ってもらえる場所として選ばれることにも繋がり、結果として多度津町が将来にわたり、持続可能な自治体であり続けることが出来るものと思ひます。どうぞ山内課長、新たな施策を期待しておりますので、検討をよろしくお願ひ致します。

2点目はごみ袋についてです。

子育て世代からは「袋を持ち出す際に子どもを抱えた状態だと取手がなく手に提げて出せない」高齢者からは「袋を結ぶ時の力が入りにくい」という声が寄せられてきました。こうした声に応えるため、取手付きの袋の導入について提案して参りました。

それを受け、令和6年3月定例会では取手付きに特大サイズとして可燃ごみ袋の追加について議案が提出されましたが、建設産業民生常任委員会の場で同意を得られず継続審査となりました。その後の建設産業民生常任委員会において、中讃広域行政事務組合で2市3町のゴミ袋を統一化に向け検討の要望があり、中讃広域行政事務局が主体となり関係市町と検討を始める事となりましたとの報告を受け、ごみ袋の導入については、その中で検討を進めることに同意をしました。

そこでお伺ひします。現在の進捗状況をお伺ひします。

町長（丸尾 幸雄）

藪内議員のごみ袋の導入に向けた現在の進捗状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

中讃広域行政事務組合におきましては、令和10年度から2市3町の一般廃棄物の搬入先をクリントピア丸亀へ集約することが決定しており、ごみ指定袋につきましても統一化に向け、広域圏内で調査・検討を進めて欲しいとの要望が出されております。

現在、この要望を踏まえ、議員ご質問の取手付きごみ指定袋も含め、広域圏内でのごみ指定袋の統一化に向けた検討が進められているところでございます。

具体的には、令和6年10月18日に開催された広域圏内衛生担当課長会において他県の広域行政事務組合がごみ指定袋を統一した事例が紹介され、統一化の可能性について示唆されたところであります。

一方で、他市町へのごみの搬出に際し、搬出元の所在が判別出来ない恐れがあるなど統一化に伴う懸念事項も挙げられました。

こうした点を踏まえ、まずは2市3町における現行のごみ指定袋の規格、素材、厚さなどを整理し、共通点と相違点の把握を進めるため、各市町に対してごみ指定袋の現状について照会があり、本町からも報告を行っているところであります。

また、令和7年11月21日に開催されました広域圏内衛生担当課長会におきましても、これまでの調査結果を整理し、想定される課題の抽出を行っており、今後、関係市町においての議論を重ね、統一化に向けて継続的な協議を行っていく旨の報告を受けております。

本町と致しましては、ごみ指定袋の統一化に向け、今後も中讃広域行政事務組合をはじめ関係市町と密接に連携をし、情報の共有及び最新状況の把握に努めると共に地域全体の利便性の向上を図って参りたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

有難うございます。

実は、ここで再質問をして、町として要望を出しているのかお伺いするつもりだったんですが、取手付きごみ指定袋も含め、統一化に向け検討が進められているとの町長からの答弁を頂き、安心致しました。有難うございます。

2点目に参ります。ゴミ袋の統一化によるメリット、また統一化に向け、どのような課題が想定されるかお伺いします。

住民環境課主幹（喜田 浩希）

藪内議員のごみ袋の統一化によるメリット、また統一化に向け、どのような課題が想定されるかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

ごみ指定袋の統一化については、現時点において中讃広域行政事務組合から正式な資料の提示はありませんが、本町として想定しているメリット及び課題についてお答えします。

まず、メリットとしては、調達コストの削減と安定的な供給が挙げられます。

同一規格・同一仕様のごみ指定袋を広域で一括発注することにより、製造コストの削減が期待出来るほか、広域で安定的な供給が確保されることで災害時のごみ指定袋の確保や非常時の対応力の向上にも資するものと考えています。

一方で、課題としては現行のごみ指定袋の規格、素材、厚さ、価格が市町ごとに異なっていることに加え、ごみ指定袋のデザインや自治体名をどのように表記するかといった点が挙げられるものと認識しています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

最後の質問に参ります。

他県の広域で統一化した事例が令和7年9月30日に青森県黒石市、平川市、藤崎町の3市町で共通指定ごみ袋の連携に関する協定が結ばれたとありました。共通指定ごみ袋は現行の黒石市の指定ごみ袋をベースとしており、現行料金に比べ黒石市は値下げ、他の2市町はやや値上げとなったようです。

多度津町、近隣の2市3町では1枚当たりの値段が高くて40円なので、値段によるトラブルが少なく実現出来るのではないかと思います。いかがでしょうか。

住民環境課主幹（喜田 浩希）

藪内議員のごみ袋の統一化の実現についてのご質問に答弁をさせていただきます。

中讃広域圏内の市町におけるごみ指定袋の価格については、高いもので1枚40円、低いもので20円となっており、価格水準には一定の幅がございます。

一方で、その規格、材質、表示、耐久性などについては、市町ごとに異なる仕様となっています。

このため、広域圏内でどのような共通仕様を設定するのか、また、統一した場合の価格をどのように設定するのかなど段階的に協議を重ねていく必要があるものと考えています。

広域での統一化は、生産コストの削減や安定的な供給確保による災害時のごみ指定袋の確保への寄与など大きな効果が期待出来るものと考えていますので、本町としても引き続き、中讃広域行政事務組合をはじめとする関係市町と連携し、ごみ指定袋の統一化の実現に向けて協議を進めていきます。以

上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

有難うございます。

以前、この一連の取手付きごみ袋の要望をし、特大サイズ1枚50円、10枚500円という執行部からの提案がありました。私は大反対を致しました。結果、中讃広域での2市3町のごみ指定袋の統一化と実現に期待をしております。課題は多い事と思いますが、指定ごみ袋は全ての住民の生活に直結する課題であり、袋の統一化により、これまでになかった可燃ごみ(大)の取手付き導入により利用者の利便性も上がります。また、広域で統一することが実現すれば、製造価格も抑えられ処理費用の確保も期待出来ると思います。

2市3町の中で、多度津町のみがごみ袋の大きに取手が付いておりません。平袋の状態です。高齢になっても安心して住みやすい多度津町に向け、引き続き、中讃広域行政事務組合へ、ごみ袋の統一化による取手付きごみ袋大の導入を引き続き、要望するようお願いして、私の一般質問を終わらせて頂きます。有難うございました。